

日薬業発第 228 号
令和 3 年 9 月 28 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、令和 3 年 9 月 28 日付け日薬業発第 226 号ほかにてお知らせしているところです。

今般、医療・介護における感染防止対策への支援として実施してきた診療報酬上の特例措置や臨時的な取り扱いなどについて、本年 10 月以降の対応が別添 1 のとおり示されました。

診療報酬上の調剤報酬感染症対策実施工算および介護報酬上の基本報酬の 0.1%特例については、本年 9 月末が期限とされております。

本対応における補助金等の詳細につきましては、今後示されるとのことですが、取り急ぎお知らせいたしますので貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、今般の決定に対する本会のコメントは別添 2 のとおりですので、ご参考までお知らせいたします。

別添

1. 感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充
2. 令和 3 年 10 月以降の薬局等における感染防止対策の継続支援およびコロナ患者の調剤に係る特例評価の拡充について
(令和 3 年 9 月 28 日付け、日本薬剤師会)

令和3年10月以降の薬局等における感染防止対策の継続支援 およびコロナ患者の調剤に係る特例評価の拡充について

本日、令和3年10月以降の医療機関および薬局等における感染防止対策の継続支援、コロナ患者診療に係る特例評価の拡充について決定した旨公表されました。

保険薬局においては、本年4月より、コロナ対応に係る特例対応として6歳未満の乳幼児を対象とする小児対策（12点）をはじめ、感染症対策（4点）、介護報酬では基本報酬に0.1%上乘せという措置が講じられてきましたが、10月以降については、小児対策は規模を縮小して継続するとともに、①感染防止対策の継続支援（補助金）と、②コロナ患者（自宅療養患者、宿泊療養患者）の調剤に係る特例評価の拡充（調剤報酬対応）が行われることとなります。

薬局の現場では、現在も引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じながら、薬剤師をはじめ薬局スタッフが一丸となって日々の業務に取り組んでいます。本日公表された対応方針は、厳しい財政状況の中、現場で日々の業務に一所懸命取り組んでいる薬剤師ならびにスタッフの方々に向けた国からのエールと受け止めています。

本会としては、新型コロナウイルス感染症に係る対応において、薬剤師および薬局が地域住民・患者への医薬品供給ならびに医薬品適正使用という任務を全うできるよう、引き続き支援していく所存です。

令和3年9月28日
日本薬剤師会